

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(介護分)交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業所・施設等が実施する感染予防対策等に必要な経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(介護分)を補助するものとし、その補助に関しては、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱」(令和2年6月30日付け厚生労働省発子第0630第2号・発障0630第1号・発老0630第1号厚生労働事務次官通知)、沖縄県補助金等の補助に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について(令和2年6月19日付け老発0619第1号。厚生労働省老健局長通知)」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱」(以下「包括支援事業(介護分)実施要綱」という。)に記載されている介護サービス事業所・施設等(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国が定めた実施要綱に基づき、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (2) 在宅介護サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く)を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、別表の第1欄に掲げる事業区分(「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」を除く。)ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第6条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（別紙様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1及び別添）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の交付申請書の提出をもって、第15条第1項に定める支払いの請求を受けたものとみなす。

(交付条件)

- 第7条** この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付決定)

- 第8条** 知事は、第6条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

- 第9条** 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

- 第10条** 補助事業者は、第8条の規定による交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更承認申請書（別紙様式第

- 2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第8条の規定を準用し、変更承認決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(別紙様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第8条の規定を準用し、中止(廃止)承認決定を行うものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

- 第12条** 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面(任意様式)により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(別紙様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業所・施設別実績額一覧(様式4及び別添)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業完了報告書(事業所単位)(様式5)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第14条** 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令通知書(別紙様式第5号)により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

- 第15条** 知事は、補助事業者から適正な請求を受けた日から60日以内に補助金を支払うものとする。
- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の10割を限度に補助金を概算払いできるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第16条** 知事は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の補助決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が補助されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

- 第18条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに補助を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

事業	補助対象経費	基準額	補助率
感染症対策を徹底した上で の介護サービス提供支援事業	<p>介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要なマスク等の衛生用品を購入する経費など、包括支援事業（介護分）実施要綱3（1）①ウに例示されるようなサービスを提供するために必要なかかり増し経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	包括支援事業（介護分） 実施要綱別添（1）①に 定める額	10／10
在宅サービス事業所による 利用者への再開支援への助成事業	<p>在宅サービス事業所において、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行うための経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	包括支援事業（介護分） 実施要綱別添（3）①に 定める額	10／10
在宅サービス事業所における 環境整備への助成事業	<p>在宅サービス事業所において、3密を避けてサービス提供を行うために必要な飛沫防止パネルの購入など、包括支援事業（介護分）実施要綱3（3）②ウに例示されるような環境整備に要する経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	包括支援事業（介護分） 実施要綱別添（3）②に 定める額	10／10